



Press Release

厚生労働省 東京労働局発表 令和7年10月31日 東京労働局労働基準部 担 監 督 課 長 神子沢 啓司 主任監察監督官 梶山 英之 電話 03 (3512) 1612

「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します ~ 併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催 ~

東京労働局(局長 増田嗣郎)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過重労働解消キャンペーンや、過労死等の現状やその防止について考えるシンポジウムなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、都内の労働基準監督署において長時間労働の削減等に向けた重点的な監督指導を行うとともに、11月1日(土)に労働基準監督官が過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを実施するほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 労使団体への協力要請の実施

キャンペーンの実施に先立ち、都内の労使団体(181 団体)に対し、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する協力要請を行いました。

2 ベストプラクティス企業との意見交換の実施

東京労働局長が働き方改革に積極的に取り組む企業を訪問し意見交換を行い、その取り組 事例を広く紹介します。本年度は、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用され た建設業の企業を対象とすることを予定しています。

詳細は、別途お知らせします。

3 重点監督の実施

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日の実施

11月1日(土)から11月7日(金)(11月2日(日)、3日(月・祝)を除く。)までを過重労働相談受付集中期間とし、下記の窓口にて過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、11月1日(土)に労働基準監督官による「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施します。相談ダイヤルでは、労働基準監督官が過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付け、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に応じた対応を行います。

《過重労働解消相談ダイヤル》

・電話相談日時:令和7年11月1日(土)9:00~17:00

なくしましょう 長 い 残 業

・フリーダイヤル: 0120-794-713

《過重労働相談受付集中期間における相談窓口》

- ・東京労働局・都内の労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15) 各連絡先は東京労働局のホームページに掲載しています。
- ・労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-811-5うどう (フリーダイヤル)

(相談受付時間:月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月までを中心に、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

事前予約制で参加費無料です。詳細は下記ホームページをご覧ください。)

【専用ホームページ】https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/

過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

有識者や過労死で亡くなられた方のご家族にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを以下の会場で開催します。

東京会場

日 時:令和7年11月26日(水) 14:00~16:30

(お申し込みはこちら)

場 所:TKP池袋カンファレンスセンター ホール6A(東京都豊島区南

池袋2 22 1 第3高村ビル5階・6階)



(参加は無料ですが、事前の申込みが必要です)

Webからの申込: http://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/index.html

東京中央会場

日 時:令和7年11月5日(水) 14:00~17:00

場 所:イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

ごとより

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ



11月を中心に、全国47都道府県、 <mark>参加無料</mark> 過労死等防止対策推進シンポジウム▶0570-026-027 明月ナビダイヤル 48か所で開催しています。



詳しい情報や相談窓口はこちら 厚労省 過労死防止 厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します 都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を 収集し、広く紹介します。

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します 長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月1日(十)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国 一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相 談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(±) **○○○** 0120-794-713 9:00~17:00

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、

「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/



参加費無料

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止 について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

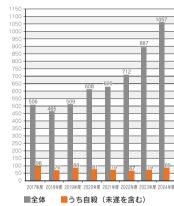
大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





■精神障害に係る労災認定件数の推移



注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務 要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があった

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

(1)制度を知らなかった企業割合を5%未満(2028年まで)

(2)制度を導入している企業割合を15%以上(2028年まで)

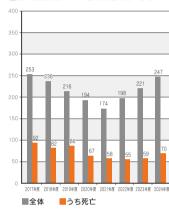
○年次有給休暇の取得率を70%以上(2028年まで)

◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、

◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上(2027年まで)

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移

注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務 要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があった



過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標(R6.8月変更)

◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2028年まで)

特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を

特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。

◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上(2027年まで)

過労死等防 止 に 関連 す る 玉 の

自

標

環境(職場風土を含む)を形成の上、 仕事と生活の調和(ワ もに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、 過労死等の の原因の くことは急務とな つ ク・ライフ・バランス)を図るとと で ある長時間労働 労働者の 良好な職場 心理的負荷 を削減 ï

.過労死等防 ıΕ は 喫緊 0 課 題

さらには脳心 ます。脳・心 80時間を超 時間を超える なる 蓄 か 臓 臓積

る 6

時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症

関連性が強

いと評価できるとされて

います

月間におおむね1

Ó

Ŏ

時間又は発症前2か月間な

か月間にわたって

か月当たりおおむね

ほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前 時間外・休日労働がおおむね月4時間を超えて長く 疾

患の発症に影響を及ぼす

と言われて

を

長期間に

わ

たる特に過重な労働

は

著

疲労の

もたらす最も重要な要因と考えられ

長

時間

労働

過

労死

別死亡には至らない

いが、

これ

らの

)脳血管

[疾患·

臓

疾患

とする自殺による死亡選務における強い心理

的

負

荷

る

精

神

障

害

を

原

因

さ

れて

います

を原因とする死亡)業務における過重な

負

荷

ょ

る

脳

血

管

疾患

心

臓

疾患

とどまる精

一障害で、

疾患に係る労災認定基準においては、週

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



《注意》

- ①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討 結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含め て総合的に評価されるべきものです。
- おけるその超えた時間のことです。
- 3か日間 4か日間 5か日間 6か日間のいずれかの日平均の時間外・休日労働時間が おおむね80時間を超えるという意味です。

ょ 0 神 竹が抑制-常な認識 る ح な認識、行為選択能力や自 精神障害を 業務における強い です 力が著 く阻害され 心理的負荷による精神 自殺に至る場合があると 殺行為を思



- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合に
- ④2~6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移

50%未満(2027年まで)



※資料出所:総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成



※資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」

0

る 過 重 な負 荷 ょ

Question

Inswer

過

労死等

の

定

業務 業務 原 因 (= お お け る 強 U

ح す る 死 や ت 心 玾 的 b 負 荷

0 疾 る 脳 心臓疾患や



Question

長時間労働 事業主が 取 削減 組む べきことは に向け

3

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。 週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めまし 時間外・休日労働協定(36協定) の内容を労働者に周知

よう。

[適正な労働時間の把握]

過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が 把握する責務があります。現状では割増賃金の未払 労働時間を適切に管理できていないケー 者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に 使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働 -スも見られます。 いや

「労働時間適正把握ガイドライン」で 詳しく解説しています。



[「時間外・休日労働協定(36協定)」の周知を]

超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせ 労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基 る場合には、労働基準法第3条に基づき、3協定を過半数 使用者が法定労働時間(原則、 1日8時間、週4時間)を

> くださ 過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出ら れた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知して 出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、 することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選 準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半 数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出

(!) 関連する国の目標

間以上の雇用者の割合を5%以下とする(2028年まで) 週労働時間4時間以上の雇用者のうち、週労働時間6時

ました。 2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されての19年4月から、中小企業にはできた。

が効果的です。 時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年260時間とし、が対して、月45時間、年360時間とし、が対して、月45時間、年360時間とし、





働きすぎによる健康障害を 防止するために 必要なこと

Question

 $A_{\it nswer}$

労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。 積極的に支援すること、 事業主は労働者の健康づ くりに向け

[若年労働者などにも配慮した対策を]

あります。 に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要が と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性 などについては、心身ともに充実した状態で意欲 若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者

を講じましょう。 メンタルヘルス不調の発生防止のための対策など ぶ時間外労働を強いられることがないように. 例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及 ク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、

づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなけれ健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基

です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショ 習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要

,ル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に

図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保 労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を

し、生活

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日

[睡眠時間の

確保および健康づ

<

1) を

ばなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しま



高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の 安全衛生対策について」で詳しく解説しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_

roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



労働者の取組事業主の取組

働き方は 見直せばよ ですか

働き方ができる職場環境 事業主は ワ ク・ライフ・ う ンスのとれた りを推進しまし ょ

使用者と労働者で話し合っ 計画的な年次有給休暇の取得などに取り 組みまし う。 ょ う。

ワ き方が ク・ライフ・ で きる バランスの 職場環境を] ح n

事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状まれる意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状切り、作暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休息が、仕事と生活の調和ではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和では、単に法令を遵守するだけ過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけ 得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率 制の構築が不可欠です 的に働き、しっかり休暇を取得できる職場環境・業務体 態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を

関連する国の目標

(!)

年次有給休暇の取得率を70%以上とする(2028年まで)

合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。 ②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者(パ られた権利です。労働基準法において 年次有給休暇(年休)は、法律で定められた、労働者に与え も同様)は、取得することができます。労使で話し ①6か月間の継続勤

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付2019年4月から、全ての労働者に対して、年休の日数の年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数 せのら

Question

労働者の取組

勤務間 制度とは?

労使で話 勤務間イ 睡眠時間を確保 一定時間以上の ーンター し合 U し、 休息時間を設ける制度で、働く 制度の導入に努めま ル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に 健康な生活を送るために有効なものです。 よう。 の生活時間や

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、 事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

Interval

関連する国の目標

制度を導入する中小 例があります

企業へ

の助成金があり

ます

従業員の健康の維持・向上につながります。

事業主の努力義務になりました。 2019年4月から、勤務間インタ

11

ル制度の

導

入が

勤務間イ

、卜等をとりまとめたマニュ!インターバル制度の導入・濡

ーュアル、導入事へ・運用する際の

企業のうち、

バル制度について、

労働者数3人以上

 \overline{o}

(2)制度を導入している企業割合を15%以上とするでので、1)制度を知らなかった企業割合を5%未満に、

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労 感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間 の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。 労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっていま す。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図

ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確

メリット3 生産性の向上につながります。

保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中す る時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集 中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上 にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介 しています。

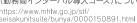
https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/ download.html

6



働き方改革推進支援助成金

(勤務間インターバル導入コース)について





https://www.mhlw.go.jp/stf/



職場におけるハラスメントを 防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならな い旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針 対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に 周知・啓発すること

● 相談(苦情を含む)に応じ、 適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応で きるようにすること

● 職場におけるハラスメントへの事後の 迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者 に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する 措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

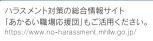
- ⑨ 相談者·行為者等のプライバシーを保護するために 必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他 不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周 知・啓発すること
- 職場における妊娠・出産・育児休業等に 関するハラスメントの原因や背景となる 要因を解消するための措置
- ① 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その 他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務と なります(施行日:公布日(会和7年6日11日)から1年6日以内の政会で 定める日)。事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針にお いて示す予定です。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで 詳しく解説しています。



















職

事業主 は 口 予防 か ら 再発防 至る ま で 0 連 0 防 並対策に は

労働者と 1) 組 2 そ 職場 の周囲 の の ラス 方 は ラ を ス す る 必要 気 づ が あ 1) ま

取

ま

への教育・情報提供・ レスに気づき、 ます。 、職場の上司・同僚 ・相談窓口の設くケアのための 心 . 家等に \mathcal{O} 健康 、これに つな ます(施行は公布後3年以 レス状況に気づき、 労働者はスト

が不調のサインに気づき、

必要に応じ

また、メンタルヘルス不調等の場合、

制づくりや労働者等

に実施することが重要です

ためには、事業主がメ

保つためには労働者自身がスト

強い不安、悩み、ス

レスを感じて

61

働く方のア

割近くが ル

仕事や職業生活に関す

ることで

タ

ル

 \wedge

ス

ケ

ァ

が

重

状況に気づき

セルフケ

に努めま

よう。

労働者は 事業主は

ス

チ ^

I

ッソ ス

よ

自身の

ス

ഗ

タ

く対策を積め

極的に推進

ス チ 工 vy ク の 実施 を

公布された改正労働安全衛生法に (労働者数50人未満の事業場についても、 に対して医師による面接指導を行うことが必要です 毎年1 レスチェック)を実施 回労働者を対象にスト し、高スト レスの 2程度につ レス者で必要な者 ij 義務となり

業主は集団分析をもとに職場改善に取り スチェック結果に セルフケアに努めま. ょ よう。 自 ŧ 1身のス また、 事

関連する国の目標

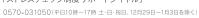
- á ルス対策に取 組 む事 場 ñ 割合を80
- 使用する労働者数50人未満の ストレスチェック実施の割合を5%以上とする(2027年まで) 規模事業場におけ る

(内))。

「ストレスチェック実施プログラム(無料)」

ストレスチェックの企業向けの相談窓口 「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

https://stresscheck.mhlw.go.jp/







7

労働者の取組

Question







新 のように対応すべき? い働き方を導る する場合は

Question

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、 環境を整備することが重要です。 企業も労働者も安心して取り組むことができる

の向上に資する等、 よる時間外労働の削減や生産性 一方で、「仕事と生活の時間の区 テレワ がある働き方です。 ークは、業務効率化に 労使ともに

適切なテレワー ク時のハラスメントの発生につ る健康障害のおそれや、テレワ 調に気づきにくい」等の理由によ 間帯の確保に支障が生じる」「顔 別が曖昧となり、労働者の生活時 を合わせる機会が減り、心身の不 労使双方で十分に話し合い、 て留意する必要があります。

労働者の取組

事業主の取組

Question

労働者が過労死等

の危険を感じた場合

備えて取

り組むべき対策は

労働者は自身の不調に気がついたら、

早め

(7) 相

談

早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。

事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。

上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッ

フ等に

つなぐことができるようにしていくことが重要です。

 $A_{\it nswer}$

[副業·兼業]

[テレワ

2

や収入面の安定の手段として副 防止等のメリットがあります。 業・兼業を行うことは、企業に とっても優秀な人材の獲得・流出 副業・兼業を進める上では、長 労働者が自身のスキルアップ

置を講じるようにしましょう。 図ることが重要です。労使コミュ ニケーションをとり、必要な措 労働を防止することや健康確保を が阻害されないように、長時間 時間労働によって労働者の健康

[フリ ランス]

ました。 間取引適正化等法」が施行され とする「フリ 環境の整備を図ることを目的 適正化とフリ ため、フリーランスとの取引の ことのできる環境を整備する フリーランスが安心して働く ーランス・事業者 -ランスの就業

働省HPをご確認ください 発注事業者に対し義務付けて の措置を講じること等をフ 示やハラスメント防止のためこの法律では、取引条件の明 います。詳しい情報は、厚生労 ランスに業務委託を行う

副業・兼業については



フリーランス・事業者間 取引適正化等法につい ては厚生労働省HPへ







9

テレワークの適切な導入 及び実施の推進のための ガイドライン



厚生労働省HPへ

【事業者用】テレワークを行う労働者の 安全衛生を確保するためのチェックリスト

【労働者用】自宅等においてテレワークを行う 際の作業環境を確認するためのチェックリスト

関連する国の目標

することを心がけましょう。

調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談 対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不 働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等

50%未満とする(2027年まで) 悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、

産業保健スタッフ等につなぐことができるようにして

くことが重要です。

体面、精神面の不調に気づくことができるようにしてい 認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身

くとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、

こうした窓口の周知を行いましょう。また、職場にお ます。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい

相談しやす

い環境の整備を]

て労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を



労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

- 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
- このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
- あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

1.最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に√を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない(0)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
2. 不安だ	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
3. 落ち着かない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
4. ゆううつだ	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
5. よく眠れない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
10. やる気が出ない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
11. へとへとだ(運動後を除く)*1	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある (1)	□ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)

※1:へとへと:非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

III

Ⅰ 0~2点 Ⅱ 3~7点 Ⅲ 8~14点 Ⅳ 15点以上

2.最近1か月間の勤務の状況 A質問に対し、最も当てはまる項目の□に√を付けてください。

1.1か月の労働時間(時間外・休日労働時間を含む)	□ ない又は適当 (O)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	□ 少ない (0)	□多い(1)	
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	□ ない又は小さい(O)	□ 大きい (1)	
4. 深夜勤務に伴う負担※2	□ ない又は小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい (3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である (O)	□ 不適切である(1)	
6. 仕事についての身体的負担 ^{※3}	□ 小さい (0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい (3)
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい (0)	□ 大きい(1)	□ 非常に大きい(3)
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい (0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない (0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない (0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
12. 勤務日の睡眠時間	□ +分 (0)	□ やや足りない(1)	□ 足りない (3)
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間*4	□ +分 (0)	□ やや足りない(1)	□ 足りない (3)

※2:深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時-午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。 ※3:内体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4:これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

I	合計	点
п		777

4	0点	В	1~5点	С	6~11点	D	12点以」

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、 あなたの疲労蓄積度の点数(0~7)を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

			勤務の	の状況	
		Α	В	С	D
	-1	0	0	2	4
自覚	Ш	0	1	3	5
自覚症状	Ш	0	2	4	6
-,,,	IV	1	3	5	7

	只 数	被穷备模层
判	0~1	低いと考えられる
定	2~3	やや高いと考えられる
Æ	4~5 高いと考えられる	
	6~7	非常に高いと考えられる

あなたの疲労蓄積度の点数は 点(0~7)

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の 点数が2~7の人 は、<mark>疲労が蓄積されている可能性</mark>があり、 チェックリストの2に掲載されている"勤務の状況"の項目の改善が必要です。

- ・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
- ・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。
- 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。睡眠や休養などを見直すことも大切です。
- 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。 "Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610 平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するO&Aを、労働者やそのご家族向け、 事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.ip/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



かき方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた アドバイスを無料で行っています。



お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や計量が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、 自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。 https://work-holiday.mhlw.go.jp/



出場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理や メンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。 また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。



https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/



●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

電話相談 0120-565-455 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。 電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000053725.html



●過労死等防止調査研究センター(RECORDs)

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。 https://records.johas.go.jp/



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/





●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/



●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.ip/



10



本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の

ご登壇をいただき、

過労死等の現状や課題、

防止対策について考えます。



日時

2025年11月26日(水)

14:00~16:30 (受付13:00~)



TKP池袋カンファレンスセンター ホール6A

(東京都豊島区南池袋2-22-1 第3高村ビル 5階・6階)

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催:厚生労働省

後援:東京都、豊島区、東京弁護士会

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

東京会場

プログラム

[開会挨拶]

[東京過労死弁護団より挨拶]

[基調講演]

「パワハラの発生は予防できるのか? 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

[過労死を考える家族の会 体験談]

[取り組み事例紹介]

「父の死とその後」

株式会社メディアドゥ 代表取締役社長 CEO 藤田 恭嗣 氏

[質疑応答]

[閉会挨拶]

会場のご案内

TKP池袋カンファレンスセンター ホール6A

(東京都豊島区南池袋2-22-1 第3高村ビル 5階・6階)

- ·JR山手線 池袋駅 東口 徒歩4分
- ・東武東上線 池袋駅 東□ 徒歩4分
- •西武池袋線 池袋駅 東口 徒歩4分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

【基調講演】

津野 香奈美氏

神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授

東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、 公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハー

バード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。

著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント 実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」等 検討委員。

【取り組み事例紹介】

藤田 恭嗣氏

株式会社メディアドゥ 代表取締役社長 CEO

1994年大学在籍時創業、1996年法人化、1999年メディアドゥ 設立、同社代表取締役社長CEO。2013年より地元徳島で 地方創生に積極的に取り組み、起業家支援団体を設立。 2022年に「徳島ガンパロウズ」を立ち上げ。故郷旧木頭村での柚子栽培・加工事業、

世界一美しい「未来コンビニ」建設など多様な事業を展開中。





◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 03-6264-6445
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → □ 同意しました。

●ト記のⅠ個人情報	の取扱いについて」に回息の上、こ記入くにさい。 → [」 川思しました。			
	過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]				
□ 経営者	に✔をお願いいたします。	□ 教職員 □ 医療関係者 □ 弁護士 □ 過労死等の当事者・家族]			
お名前	ふりがな	ふりがな			
5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな			
連絡先	●TEL:	●FAX:			
连桁元 	●E-mail:				
企業•団体名					
基調講演について質問	・ を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問に	は全てお答えできるわけではございません。			

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。







側き続けることのできる社会へ過労死をゼロにし、健康で充実し

東京中央



過労死等防止対策推進シンポジウム



近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、

また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき

過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

2025.11.5(水)

14:00~17:00 (受付13:00~)

会場 ノノノナー)

イイノホール

(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

Q

主催:厚生労働省 後援:東京都

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議13



二次元バーコードを 読み込んで下さい。

東京中央会場

プログラム

[開会挨拶]

[厚生労働省より過労死等防止対策等の説明]

[過労死等防止対策推進全国センターより報告]

[過労死を考える家族の会より体験談]

休憩(会場移動)

[分科会] ※選択制、会場が分かれます。

A会場)「職場結合性うつ病・双極症・ADHDの病態と治療 精神科臨床医・産業医の経験をふまえて」

加藤 敏氏 (小山富士見台病院 名誉院長、自治医科大学 名誉教授)

϶(B会場)「カスタマーハラスメントの現状と課題 ~企業が取るべき対策とは~」

池内 裕美 氏 (関西大学社会学部 教授)

Cest | 「過重労働防止を ビジネスと人権の観点から考える」

中村 優介 氏 (江東総合法律事務所 弁護士)

会場のご案内

イイノホール (東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

- ・東京メトロ 日比谷線・千代田線 「霞ケ関」駅 C4出口直結
- ・東京メトロ 丸ノ内線 「霞ケ関」駅 B2出口 徒歩5分
- ・東京メトロ 銀座線 「虎ノ門」駅 9番出口 徒歩3分
- ・東京メトロ 有楽町線 「桜田門」駅 5番出口 徒歩10分
- ・JR山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線、都営地下鉄浅草線、ゆりかもめ「新橋」駅 徒歩10分
- ·都営地下鉄 三田線 「内幸町 I駅 A7出口徒歩3分

(Ass) 加藤 敏氏

小山富士見台病院 名誉院長 自治医科大学 名誉教授

1975年 東京医科嫩科大学医学部卒業、東京医科嫩科大学神経精神科研修医

1977年 白治医科大学附属病院シニアレジデント

1982年 自治医科大学精神医学教室講師 1985~86年 ストラスブール大学医学部精神医学教室留学(フランス政府給費留学生)

1995年 白治医科大学精神医学教室肋教授 2000年 白治医科大学精神医学教室主任教授

2015年 小山富士見台病院院長、自治医科大学名誉教授

2023年 小山富士見台病院名誉院長、自治医科大学名誉教授

主著/創造性の精神分析(新曜社,2001)、統合失調症の語りと傾聴(金剛出版,2005)、職場 結合性うつ病(金原出版,東京,2013)、精神病理・精神療法の展開(中山書店,2015)など

B会場 池内 裕美 氏 関西大学社会学部 教授

関西学院大学大学院商学研究科(博士課程前期課程)、同大学院社会学研究科(博士 課程前期・後期課程)修了。博士(社会学)。広告デザイン会社勤務、日本学術振興会特別 研究員(DC2·PD)を経て、2003年4月関西大学社会学部に専任講師として着任。 2011年より現職。専門は社会心理学、消費心理学。現在の主な研究テーマは、過剰な クレームやモノのため込み、買物依存といった「逸脱的消費者行動」(消費者の問題行動) に関する心理的なメカニズムの解明で、メディアからコメントを求められることも多い。 主な著書に『新版・暮らしの中の社会心理学』(分担執筆、ナカニシヤ出版、2024年)、 『消費者行動の心理学:消費者と企業のよりよい関係性』(分担執筆、北大路書房、2019 年)、『消費者心理学』(共編著、勁草書房、2018年)等があるほか、多数の論文を執筆。

(C会場) 中村 優介氏 江東総合法律事務所 弁護士

2016年弁護士登録。日本労働弁護団常任幹事及び同事務局次長。

主に労働者側で労働事件に取り組む。講演活動も多数行っており、主に大学生を対象 として、過労死等防止対策啓発事業を通じた「ワークルール」教育を実施するほか、 特に外国人技能実習制度を始めとした外国人の就労に関する視点から、「ビジネスと 人権」に関する講演も行う。

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索 **フロール**

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



D以下の参加申込書に必要事項を記載の F	· FAXをお願いいたします。	、FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → □ 同意しました。

	過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]
	□に √ をお願いいたします。 会社員 □公務員 □団体職員 □教職員 □医療関係者 □弁護士 □社会保険労務士 〈ト □学生 □過労死等の当事者・家族 □その他[
お名前	▶分科会のご希望会場に√を入れてください。 ※ご希望に添えない場合のみ電話でご連絡いたします。 ※C会場 職場結合性うつ病・双極症・ADHDの病態と治療 精神科臨床医・産業医の経験をふまえて B会場 カスタマーハラスメントの現状と課題~企業が取るべき対策とは~ C会場 過重労働防止をビジネスと人権の観点から考える
5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて	□ A 会場 □ A 会場 □ B 会場 □ B 会場 □ C 会場 □ C 会場
FAXしてください。	ふりがな
油 绞 生	TEL: FAX:
連絡先	●E-mail:
企業·団体名	
分科会(A・B・C会場) では質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供を いたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

電 話: 20570-026-027 (ナビダイヤル) E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp